

沖縄県指定山田鳥獣保護区

更新計画書

平成 27 年 11 月 15 日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

山田鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県国頭郡恩納村所在民有林 22 林班と準林班、23 林班い及びろの各準林班、28 林班い、ろ、は及びにの各準林班の一部の区域並びに 29 林班へ及びほの各準林班の区域。

ただし、同村字山田名幸原 2560、3353、3354、3355、3356-1、3359、3360、3362、3363、3364、3365-1、3366-1、3450、3451、3458、3459、3460、3462、3463、3464、3465、3466、3467、3469、3471-2、3472-1、3475、3478、3491、3495、3517、3520、3522、3523、3524、3525、3526、3529、3531、3535、3537、3538、3541、3542、3543、3544、3545、3546、3547、3548、3549、3550、3551、3552、3558、3559、3561、3563、3564、3565、3566、3567 及び 3569 の各番地を除く。

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 15 日から平成 47 年 11 月 14 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は沖縄県国頭郡恩納村の南部に位置し、そのほとんどが針葉樹林・天然林に覆われており、北西部や東部の一部が畑となっている。また、保護区の北部には国頭方西海道、山田グスク、仲泊遺跡などの史跡名勝天然記念物や埋蔵文化財が数多く点在しており、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、カラスバト、リュウキュウオオコノハズク、リュウキュウコゲラ、ヤマガラ等、森林性の鳥類の他、区域内に溪流が存在し海岸にも隣接していることから、カイツブリ、カワウ、ミサゴ、カワセミなど水辺の鳥も確認されている。

このように、当該区域は、森林性の鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該区域は、昭和 45 年に琉球政府指定の鳥獣保護区に指定され、昭和 50 年に一部変更、昭和 60 年、平成 7 年に更新されている。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め

る。

- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

当該区域は国指定天然記念物に指定されているカラスバトを始めリュウキュウオオコノハズクやリュウキュウサンショウクイなど森林に生息する希少な鳥類が確認されており、当該鳥獣の生息に必要な自然環境が良好に保たれていると考えられることから、引き続きこれらの鳥獣の保護繁殖を図る必要があるため。

4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 186 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 170 ha
農耕地 14 ha
水 面 - ha
その他 2 ha

イ 所有者別内訳

国有地 5 ha

{ 国有林 - ha
国有林以外の国有地 5 ha (国土交通省所管 5 ha)

地方公共団体有地 154 ha { 都道府県有地 - ha
市町村有地等 154 ha

私有地等 27 ha

公有水面 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 21 ha 特別保護地区 - ha
(沖縄海岸国定公園) 特別地域 18 ha
普通地域 3 ha

文化財保護法による地域 3 ha
(国指定史跡：仲泊遺跡)

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県国頭郡恩納村の南部に位置し、面積は 186ha である。国指定の史跡である山田城跡や仲泊遺跡等の文化財が点在する他、一部の区域は海岸国定公園に含まれる。

イ 地形、地質等

当該区域の地形は、ほとんどが傾斜 15%未満の丘陵地となっており、所々に段丘が点在している。北東部には 15% ~ 30%の斜面からなる谷部が存在している。

表層地質は、ほとんどが国頭層群名護層となっており、所々に琉球石灰岩、国頭礫層が点在している。

土壌は、ほとんどが乾性赤色土壌に覆われているが、北東部の谷部と西部に適潤性赤色土壌、南東部には細粒赤色土壌がある。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、ほとんどがリュウキュウマツ群落となっており、北東部にハドノキ - ウラジロエノキ群団（二次林）、西部にボチョウジ - イジュ群落が分布している。

エ 動物相の概要

当該区域で既存文献より生息が確認ないし推定される鳥類は、リュウキュウコノハズクやリュウキュウコゲラを始めとする 25 種である。この中には国指定天然記念物に指定されているカラスバトが含まれる。哺乳類はワタセジネズミを始めとする 13 種が確認されている。

平成 24 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 26 科 42 種、哺乳類 6 科 7 種である。

(2) 生息する鳥獣類（平成 24 年度調査結果）

ア 鳥類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	
ペリカン目	ウ科	カワウ	
コウノトリ目	サギ科	チュウサギ アオサギ	N T
タカ目	タカ科	ミサゴ ツミ	N T

		サシバ	V U	
チドリ目	シギ科	ヤマシギ		
ハト目	ハト科	カラスバト キジバト	国天、NT	
フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク リュウキュウオオコノハズク アオバズク	V U	
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ		
キツツキ目	キツツキ科	リュウキュウコゲラ		
スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ		
	セキレイ科	キセキレイ ハクセキレイ		
	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ		
	ヒヨドリ科	シロガシラ ヒヨドリ		
	モズ科	アカモズ	E N	
	ツグミ科	コマドリ ノゴマ ルリビタキ イソヒヨドリ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ		
		ウグイス科	ヤブサメ ウグイス メボソムシクイ セッカ	
		シジュウカラ科	ヤマガラ シジュウカラ	
		メジロ科	メジロ	
		ホオジロ科	アオジ	
		アトリ科	マヒワ	
		カエデチョウ科	シマキンバラ	
		カラス科	ハシブトガラス	
合計		10 目	26 科	42 種

イ 哺乳類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	NT

コウモリ目	オオコウモリ科	オリオオコウモリ	
	キクガシラコウモリ科	オキナワコキクガシラコウモリ	EN
	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	
		リュウキュウユビナガコウモリ	EN
ネコ目	ネコ科	ノネコ	
	ジャコウネコ科	ファイリマンゲース	特定外来
合計	3目 6科	7種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)

CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種

特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
なし

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

- 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区制札 2 本

沖縄県指定山田鳥獣保護区位置図



